証券投資信託約款変更のお知らせ

以下の追加型証券投資信託につきまして、投資信託約款の変更(約款変更)することについて、異議申立て手続きを実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

財形株投 (一般財形30)
財形株投 (一般財形50)
財形株投 (年金・住宅財形30)
(以下、総称して「各ファンド」といいます。)

2. 約款変更の内容

(1)投資対象の変更

投資対象にETF(上場投資信託証券)を追加します。

(2)投資制限の一部変更

同一銘柄の株式への実質投資割合を信託財産の純資産総額の5%以下とする投資制限を撤廃します。

(3)その他

・ETF(上場投資信託証券)を投資対象に追加することに伴い、マザーファンド受益証券以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合を信託財産の純資産総額の5%以下とする投資制限を追加いたします。

・ETF(上場投資信託証券)を投資対象に追加することに伴い、有価証券の貸付けの対象に投資信託証券を追加いたします。

3. 約款変更の理由

各ファンドは、「財形公社債マザーファンド受益証券」および「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券」への投資を通じて、主として内外の公社債およびわが国の株式に実質的に投資を行ってまいりました。

このたび、資金動向に対してより柔軟かつ効率的な運用を可能とするためETF(上場投資信託証券)を投資対象に追加するものです。

また、各ファンドでは、株式1銘柄当たりの実質投資割合を5%以下とする投資制限を設けております。「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」の連動対象指数である日経平均トータルリターン・インデックスにおいては、近年、上位構成銘柄の構成比率が高まっていますが、当該マザーファンドにおいては指数への連動をめざす運用を行うため、各銘柄の組入比率を指数における構成比率を意識した水準としております。したがって、各ファンドにおいて実質組入比率が5%に近づいた銘柄の比率を、マザーファンドにおいて個別に引き下げることは難しい状況にあり、当該投資制限への抵

触を回避するためには実質株式組入比率の引き下げを行わざるを得ない場合があります。このため、各ファンドにおいて相当程度の実質株式組入比率を維持できるよう、株式1銘柄当たりの実質投資割合を5%以下とする投資制限を撤廃することといたします。
その他、ETF(上場投資信託証券)への投資を行うにあたって、投資制限や有価証券の貸付け範囲等に所要の変更を行うものです。

4. 約款変更までの日程について

・受益者および受益権口数の確定日	：	2026年11月4日
・異議申立期間	：	2026年11月4日～2026年12月23日
・約款変更の可否判断日	：	2026年12月24日
・買取請求期間	：	2027年1月6日～2027年1月25日
・約款変更適用日(予定)	：	2027年2月3日

5. 異議申立て手続きについて

2026年11月4日現在の受益者で、上記の約款変更についてご異議のある方は、2026年11月4日から2026年12月23日までに、各ファンドの委託者である弊社に対し書面によりその旨をお申し出ください。
上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の口数が、2026年11月4日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、約款変更の届出を行い、2027年2月3日より適用します。
この場合、異議申立てをされた受益者は、買取請求期間中に、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額(受託会社が買取請求書を受理した日の基準価額)で、各ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

＜ご留意事項＞

異議申立て手続きの結果、いずれかのファンドにおいて約款変更が成立しなかった場合(異議申立てをされた受益者の受益権の口数が総口数の2分の1を超えた場合)には、成立したファンドのみ約款変更を行います。この場合、約款変更を実施しないファンドにおいては、株式の1銘柄当たりの実質投資割合の制限により、実質株式組入比率(マザーファンドの組入比率)の引き下げを行わざるを得ない場合があり、信託約款の運用の基本方針に沿った運用が困難となる可能性があります。
また、ETF(上場投資信託証券)への投資ができないため、資金動向に対して柔軟かつ効率的な運用ができない場合があります。あらかじめご留意くださいますようお願いいたします。

以上

2026年11月4日
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメント One 株式会社

Asset Management One